

財務省告示第九十四号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十年二月二十七日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の
利付国庫債 （物価連動・十年）	第三回	七億円	六九銭十七円三十
"	"	五億円	五九銭十七円四十
"	"	五億円	六九銭十七円四十
"	"	二十五億円	七九銭十七円四十
"	"	五億円	八九銭十七円四十
"	"	三十億円	九銭十七円五十
"	第五回	十八億円	七九銭十八円六十
"	"	四十億円	四九銭十八円七十
"	第七回	五億円	二九銭十八円二十
"	"	六十億円	五九銭十八円二十

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	第十四回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第十三回
円三百七十四億	四億円	二十億円	十億円	十億円	十億円	十億円	十五億円	五十億円	五億円	四十億円
	五十九円九十銭	百一円八銭	百一円七銭	百一円六銭	百一円五銭	百一円四銭	百一円三銭	百円九十九銭	百円九十五銭	百円九十四銭